

実践 5-5 台湾高雄友の会（学校支援活動）

令和 4 年 6 月 17 日、「在外教育施設における教育の振興に関する法律」（令和 4 年法律第 73 号）が公布・施行されました。（以下、文部科学省 HP より引用）

この法律は、在外教育施設が海外に在留する邦人である子の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしていることに鑑み、及び在外教育施設における教育を取り巻く環境の変化に対応するため、在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって次代の社会を担い、及び国際社会で活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とするものです。

また、本法律第七条第一項の規定に基づき、令和 5 年 4 月に「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定しました。基本方針においては、本法律の基本理念や国会における附帯決議等を踏まえるとともに、令和 3 年 6 月に策定された「在外教育施設未来戦略 2030～海外の子供の教育のあるべき姿の実現に向けて～」の内容も継承しつつ、在外教育施設における教育の振興に関する事項について示しています。

そこで、ひらく（実践）5 で紹介した「[台湾高雄友の会](#)」を再結成し、財政支援の具体的な手立てについて考えます。[志をともにする方々と連帯して取り組みたい](#)と思っています。

提案 5 在外派遣の恩返し

ひらく 帰国後の支援

台湾南部の水害 義援金を募り高雄日本人学校に寄付



74人から総額600,000円の支援金が集まった。

在外教育施設においては、財政の健全化は、恒常的な課題である。千葉大学教職大学院の授業の一環でグローバルフィールドワーク I で台湾双方向交流プログラムを実施することを契機に、高雄日本人学校の財政の健全化のための支援を模索している。

実践 5 在外派遣の恩返し 参照